# 福岡市監査基本計画

令和3年1月福 同 市 監 査 委 員

# 目 次

																							Р
1	「福岡市監査基本	言	恒	<u>i</u> ]	分	包含	È0	つ起	取旨	<u>1</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	計画の期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	監査の使命	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	基本方針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	重点取組事項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	$\sim 6$
	《基本計画の体系	·		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	【監査の種類】	•		•	•	•	•	•					•	•		•	•			•	•	8	~ 9

# 福岡市監査基本計画

# 1 「福岡市監査基本計画」策定の趣旨

#### (1) 福岡市を取り巻く環境の変化と監査

全国的に人口減少が進む中、福岡市の将来人口は当面増加していくことが予想されていますが、少子高齢化の進展などにより人口構造は変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会経済情勢が大きく変化してきており、今後、市税収入等の一般財源の大幅な伸びが期待できない一方で、社会保障関係費は増嵩し、公共施設等の大量更新期の到来に伴う財政需要の増大など、市政運営を取り巻く環境は当面厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況においても、「住みやすいまち」と市民に評価される福岡市の魅力と活力を維持し、将来にわたって発展させていくためには、生活の質の向上と都市の成長の好循環を創出することが重要であることから、行財政改革により財源確保を図りながら、必要性や優先度の高い施策事業への選択と集中が進められています。

社会環境の変化や行政に対する市民ニーズが多様化する中で、施策事業の選択と 集中を推進するには、市政に対する市民の納得と共感、信頼が必要不可欠であり、 法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な行財政運営が行われているか をチェックする監査の役割は従来に増して大きなものとなっています。

#### (2) 地方自治法改正と福岡市監査基準の策定

平成29年6月の地方自治法の改正により、監査の質や信頼性の向上を図るため、各地方公共団体の監査委員に、監査基準の策定が義務付けられ、監査委員はこれに従って監査を実施することとされました。(地方自治法第198条の3及び第198条の4)

監査基準とは、監査委員が行うこととされている監査等の適切かつ有効な実施を 図るために、どのように監査を行うか、監査結果報告に何を記載するのかなど、監 査の基本原則を定める基準です。

福岡市では、総務大臣が示した指針を踏まえ、令和2年4月1日に「福岡市監査基準」を施行し、令和2年度から、これに従って監査を実施することとしました。

#### (3) 「福岡市監査基本計画」の策定

「福岡市監査基準」では、「監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定する」(第8条第1項)ものとしています。

福岡市監査基本計画は、監査等を効率的かつ効果的に実施するための基本方針及 び重点取組事項を定めるものです。

#### 2 計画の期間

本計画は、中長期的な監査の方向性について示すものであり、今後おおむね4年間の基本方針及び重点取組事項等を定めています。

また、関係法令の改正や、今後の社会情勢の変化に適切に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

# 3 監査の使命

市民の視点に立ち、市の行財政運営が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、について監査し、結果をわかりやすく公表することにより、市政への信頼確保と市民サービスの向上に貢献します。

## 4 基本方針

監査の使命を的確に果たすため、以下のとおり基本方針を定めます。

#### (1) 効率的かつ効果的な監査の実施

合規性、正確性や、経済性、効率性、有効性の3E\*の視点から、実効性の高い 手法により監査を実施します。

※3E 経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency)、有効性 (Effectiveness) のこと

#### (2) 業務改善の支援

各局区等による業務改善の取組みが定着していくように、監査結果のフォローアップによる改善状況の確認や、研修などの支援に取り組んでいきます。

#### (3) 組織体制の充実

監査委員の事務を補助する監査事務局及び事務局職員(監査事務局職員をいう。 以下同じ。)について、事務局職員の専門性向上や、機能的な監査体制の構築を図 るなど、組織体制の充実に取り組んでいきます。

## 5 重点取組事項

監査の使命を踏まえ、基本方針に沿って重点的に取り組むべき事項を、以下のと おり定めます。

#### (1) 効率的かつ効果的な監査の実施

#### ① 合規性、正確性の視点による監査

人が業務を行う以上、誤りは起こりうることを常に意識するとともに、重大 な誤りにつながることのないようにする必要があります。

誤りを繰り返さない意識が個々の職員はもとより組織全体で共有、定着していくように、収入、支出、契約、財産管理等の基本的な業務について、リスクや内部統制の状況、各種監査の結果を踏まえ、監査の基本である合規性や正確性の視点から効果的に監査を行います。

#### ア リスクアプローチによる監査の実施

監査にあたり、監査対象局区等や対象団体における業務について、内部統制の整備及び運用状況を踏まえ、事務処理誤りの発生頻度や影響などのリスクを識別し、的確に分析した上で、リスクの高いものに対しては、監査の重点事項として、それに応じた着眼点を設定し、事務処理誤りが生じた原因の究明を含めて掘り下げて監査を行うなど、リスクアプローチの取組みを実施します。

#### イ 内部統制に依拠した監査の実施

管理監督者等による日頃のチェックが適切に行われているか、誤りを事前 に発見する仕組みそのものに不備がないか等、組織の内部統制が有効に機能 しているかという視点からも監査を実施し、再発リスクの低減や内部統制に 依拠した監査の実施につなげていきます。

また、個々の事務処理誤りの指摘にとどまらず、全庁に共通する事務処理 誤りの発生原因がルール自体の不備によると考えられる場合は、制度を所管 する部局に対して改善を求めるなど、業務の見直しや制度の改善につながる 監査を実施します。

#### ウ 各種監査の相互連携

財務監査(定期監査)、財政援助団体等監査、行政監査、決算審査及び内部 統制評価報告書審査等の実施にあたっては、包括外部監査を含めた他の監査 の結果報告に対する担当局区等の措置状況を具体的に確認し、監査の重点事 項に反映するなど、各種監査の相互連携を強化します。

#### ② 3 Eの視点による監査

各局区等の業務改善に資するため、ムダな支出はないか、業務全体が効率的に運営されているか、目標どおり成果を達成しているかなど、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の3Eの視点から監査を実施します。

#### ア 3 Eの視点による財務監査等の実施

財務監査(定期監査)等において、個々の事務処理について見直す余地はないかなど、3Eの視点から監査を実施します。

#### イ 3 Eの視点による行政監査の実施

特定の施策や事業に係る行政課題をテーマに取り上げ、3Eの視点に重点を置いて、行政運営全般にわたる事務の執行について監査を実施します。

#### ウ 3 Eの視点による指定管理者監査の実施

公の施設は住民の福祉増進を目的としてその利用に供するための施設であることから、その指定管理者監査において、施設管理に係る出納事務等が適切に行われているかのチェックに加えて、モニタリング結果等を活用し、市民サービスが維持・向上されているかを確認するとともに、施設を利用する市民の立場から各団体を横断的にチェックする監査の重点事項を設定するなど、3Eの視点から監査を実施していきます。

#### (2) 業務改善の支援

#### ① 各局区等のフォローアップ

監査の取組みは、業務上の誤りを単に指摘、指導するだけにとどまらず、再 発防止など各局区等の業務改善につなげていくことが、実効性の観点から重要 です。

このため、監査の実施から一定期間が経過した後に、改めて、各局区等の内部統制が有効に機能するようになっているか、同じ誤りを繰り返していないか、業務改善は的確に行われているかなどを確認するフォローアップに取り組みます。

#### ② 各局区等に対する支援

各局区等の業務改善を定着させるためには、監査やフォローアップに加え、 様々な支援策を組み合わせて行うことが重要です。

このため、各局区等に対し、誤りやすい事務処理などに関する研修の実施や 監査結果の情報提供などによる支援を行います。

#### ア 自主的な業務改善に対する支援

各局区等が行う研修に事務局職員を講師として派遣し、監査結果を踏まえた誤りやすい事例研修を実施することで、各局区等の自主的な業務改善を支援します。

#### イ 監査結果の情報提供

各局区等が活用しやすいように、監査結果に係るデータを提供するととも に、監査結果を踏まえた「誤りやすい事例集」の内容の充実などを図ります。

#### ウ 内部統制担当部局等との連携

指摘事項に対する措置状況の取りまとめ等を行う内部統制担当部局や制度等の所管部局との間で、監査結果による業務改善の状況等について定期的に情報提供や意見交換を行うなど連携を強化していきます。

#### (3) 組織体制の充実

#### ① 監査の専門性

多岐にわたる市の行財政運営全般に対する監査を、合規性、正確性だけでなく3Eの視点から効果的に行っていくには、事務局職員一人一人の専門性を高めることが必要です。

そのため、他都市事例の活用や、監査マニュアルの充実により、監査の専門性を高めます。

#### ア 事務局職員の専門性向上

事務局職員が知識を体系的に習得できるよう、外部機関が行う専門研修等も活用し、職務経験等に応じた計画的な研修を実施して、専門性の向上を図っていきます。

#### イ 他都市事例の活用

毎年定例開催される監査関係の会議などを通じて、他都市が行っている監査業務に関して、監査の手法、手続や結果のまとめ方などの情報収集に努め、 それを活用して監査の専門性を高めていきます。

# ウ 監査マニュアルの充実

これまで組織として蓄えてきた専門的知識をまとめた監査マニュアルを、 事務局職員が有効活用することにより、リスクアプローチや業務改善、3E 視点の監査を的確に実施できるよう、内容の充実や改善を図っていきます。

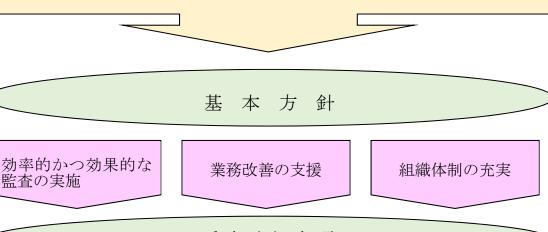
#### ② 機能的な監査体制

新たな制度やデジタルトランスフォーメーション (DX) の進展など社会環境の変化に的確に対応し、限られた人員においても効果的に監査が実施できるよう、課や係の機構や、経験年数等を考慮した職員配置、業務量等に応じた業務分担、業務プロセスなどについて随時見直しを行い、機能的な監査体制を構築します。

# 《福岡市監査基本計画の体系》

# 監査の使命

市民の視点に立ち、市の行財政運営が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、について監査し、結果をわかりやすく公表することにより、市政への信頼確保と市民サービスの向上に貢献します。



# 重点取組事項

#### (1) 効率的かつ効果的な監査の実施

- ① 合規性、正確性の視点による監査
  - ア リスクアプローチによる監査の実施
  - イ 内部統制に依拠した監査の実施
  - ウ 各種監査の相互連携
- ② 3 Eの視点による監査
  - ア 3 Eの視点による財務監査等の実施
  - イ 3 Eの視点による行政監査の実施
  - ウ 3 Eの視点による指定管理者監査の実施

#### (2)業務改善の支援

- ① 各局区等のフォローアップ
- ② 各局区等に対する支援
  - ア 自主的な業務改善に対する支援
  - イ 監査結果の情報提供
  - ウ 内部統制担当部局等との連携

#### (3)組織体制の充実

- ① 監査の専門性
  - ア 事務局職員の専門性向上
  - イ 他都市事例の活用
  - ウ 監査マニュアルの充実
- ② 機能的な監査体制

# 【監査等の種類】

監査委員が行う監査等(監査、検査、審査その他の行為)は、次のとおりです。

#### 財務監査 (定期監査)

市の全局区等を対象に、市長部局や行政委員会等の収入、支出、契約などの財務事務の執行や公営企業などの事業経営が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて、合規性、正確性とともに3E\*の視点から、毎年度、監査(事務監査、工事監査)を行います。

#### 行政監査

市の特定の行政課題をテーマに取り上げ、財務事務の執行だけでなく3Eの視点に重点を置いて、行政運営全般にわたる事務の執行について監査を行います。

#### 財政援助団体等監査

市が補助金等の財政援助や出資を行っている団体及び公の施設の指定管理者を対象に、市からの財政援助等に係る財務事務の執行とともに、市の指導監督が適切に行われているかについても、毎年度、監査(事務監査、工事監査)を行います。

#### 例月出納検査

市の会計管理者や公営企業管理者等の各会計が保管する現金の出納について、毎月、現金出納事務が適正に行われているか検査を行います。

#### 決算審査等(決算審査、基金運用審査、健全化判断比率審査)

市の毎年度の決算について、各会計の決算書や付属書類、基金運用状況、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び公営企業ごとの資金不足比率が関係法令に適合し、計数が正確か、予算の執行状況等が適正か審査を行います。

#### 内部統制評価報告書審査

市長が作成した財務事務の適正実施に関する評価報告書(内部統制評価報告書)について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査を行います。

#### その他

本市の住民が、市長や職員等による公金支出などが違法又は不当な「財務会計上の 行為又は怠る事実」にあたるとして監査を求める「住民監査請求」など、監査委員に 対する請求に応じて行う監査があります。

なお、監査委員がおこなうこととされている監査とは別に、市長が選任した包括外 部監査人が市や財政援助団体等を対象に、財務事務の執行について特定のテーマを設 定し、年1回監査を行っています。